

広島県立びんご運動公園管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十日

広島県知事 横 田 美 香

広島県規則第二十三号

広島県立びんご運動公園管理運営規則の一部を改正する規則

広島県立びんご運動公園管理運営規則（平成五年広島県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第 1 号その 1（第 3 条関係）

びんご運動公園 有料施設等 利用申込書				
(略)				
有料公園施設	(略)			
	施 設 名	利用時間	利用人員	*金額(円)
	(略)			
	プ ー ル	(略)	(略)	(略)
	アーバンスポーツパーク	(略)	(略)	(略)
	(略)			
(略)				
(略)				
注 (略)				

改正前

様式第 1 号その 1（第 3 条関係）

びんご運動公園 有料施設等 利用申込書				
(略)				
有料公園施設	(略)			
	施 設 名	利用時間	利用人員	*金額(円)
	(略)			
	プ ー ル	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
	(略)			
(略)				
(略)				
注 (略)				

様式第2号その1（第4条関係）

びんご運動公園 有料施設等 利用許可書				
(略)				
有料公園施設	(略)			
	施 設 名	利用時間	利用人員	*金額(円)
	(略)			
	プ ー ル	(略)	(略)	(略)
	アーバンスポーツパーク	(略)	(略)	(略)
(略)				
(略)				
(略)				

様式第3号（第4条関係）

(略)
注 1 「施設名」は、トレーニング室、スタジオ室、陸上競技場、球技場、プール又はアーバンスポーツパークの別を表示する。
2 「有効期限」は、トレーニング室、スタジオ室、プール及びアーバンスポーツパークにあっては「当日1回限り有効」とし、陸上競技場又は球技場にあつては「当日1回2時間以内有効」とする。
3 (略)

様式第2号その1（第4条関係）

びんご運動公園 有料施設等 利用許可書				
(略)				
有料公園施設	(略)			
	施 設 名	利用時間	利用人員	*金額(円)
	(略)			
	プ ー ル	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
(略)				
(略)				
(略)				

様式第3号（第4条関係）

(略)
注 1 「施設名」は、トレーニング室、スタジオ室、陸上競技場、球技場又はプールの別を表示する。
2 「有効期限」は、トレーニング室、スタジオ室及びプールにあっては「当日1回限り有効」とし、陸上競技場又は球技場にあつては「当日1回2時間以内有効」とする。
3 (略)

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。